平成２４年（フ）第８００号
神戸市長田区寺池町２丁目５番７号
破産者　横山商店こと　横山　博司
1　決定年月日　平成25年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８８４号
神戸市須磨区妙法寺字界地88番地の19
破産者　川上　芳明
1　決定年月日　平成25年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４９４号
広島市安佐南区沼田町大字伴4976番地４
破産者　穴見　卓也
1　決定年月日　平成25年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４３８号
広島市中区舟入中町３番10―802号
破産者　福田　　正
1　決定年月日　平成25年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２７６号
福岡県うきは市浮羽町西隈上653番地３
破産者　諫山　裕司
1　決定年月日　平成25年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第８６号
長崎県諫早市泉町７―26　ハイツ山ノ上101号、前住所長崎県諫早市小長井町小川原浦1220番地３
破産者　安永　勝栄
1　決定年月日　平成25年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第３３２号
大分県別府市上野口町20番10号、申立時の住所大分県別府市駅前本町６番24号　尾花ハイツ531号
破産者　小野　昇治
1　決定年月日　平成25年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第５０４号
沖縄県那覇市字国場1186番地３　コクバイーザトⅢ305
破産者　高山　弘美
1　決定年月日　平成25年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１９４号
北海道旭川市曙３条６丁目１番18号
破産者　太田　有司
1　決定年月日　平成25年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４６８号
北海道旭川市春光台２条５丁目２番25号
破産者　楠本　紀厚
1　決定年月日　平成25年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１０４号
北海道厚岸郡厚岸町尾幌320番地
破産者　豊島　浩二
1　決定年月日　平成25年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第５０３号
仙台市太白区長町７丁目９―６　B401、住民票上の住所岩手県下閉伊郡田野畑村和野259番地４
破産者　菊地　静子
1　決定年月日　平成25年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第１４９号
岩手県紫波郡紫波町桜町字本町57番地１　岩手県立病院合同公舎201
破産者　工藤　富男
1　決定年月日　平成25年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第８３号
山形県東置賜郡川西町大字上小松3140番地
破産者　小関多喜男
1　決定年月日　平成25年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第１２８号
千葉県山武市板川368番地
破産者　伊藤ソングラン
1　決定年月日　平成25年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第２４４３号
神奈川県藤沢市片瀬海岸１丁目８番21―407号
破産者　井村　恵一
1　決定年月日　平成25年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２４４４号
神奈川県藤沢市片瀬海岸１丁目８番21―407号
破産者　井村　数惠
1　決定年月日　平成25年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２５２７号
神奈川県藤沢市湘南台４丁目７番地の２　エスタテラ湘南台マウンテンコート806号
破産者　山上田津子
1　決定年月日　平成25年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２６３５号
横浜市青葉区荏田北１丁目11番地13　A―102号
破産者　岩崎　庸三
1　決定年月日　平成25年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３５７号
相模原市南区新戸2325番地１
破産者　亀﨑　正春
1　決定年月日　平成25年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部